

労働保険の委託を  
ご検討の皆さまへ

# 労働保険事務委託のご案内

---

 日光商工会議所

## 労働保険とは？

労災保険と雇用保険を総称したもので、強制適用される保険です。

そのため、労働者を一人でも雇っている事業主は業種のいかんを問わず、必ず労働保険に加入し、政府に保険料を納付しなければなりません。

事業主には職場の「安全配慮義務」があります。労働者が安心して働ける環境作りを心がけなければなりません。

### 労 災 保 険

パート・アルバイトを含めた労働者を1日・1人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続きをしなければなりません。

労働者が業務上の事由または通勤の途上において負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族の方に必要な保険給付をします。また、被災労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図る事業もします。

### 雇 用 保 険

労災保険加入者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません。

労働者の失業や雇用の継続が困難となる事由が生じたとき、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けたときなど生活の安定と再就職促進へ必要な保険を給付します。また、事業主には労働者の失業予防や能力開発向上、雇用の安定などを図るための各種助成金制度などがあります。

# 具体的にどんな手続きが必要か

労働保険への加入する際の手続に始まり、従業員の入社・退社、年に1度の更新時に各種手続きの必要があります。

## 労働保険加入時

- ・労働保険関係成立届（労働基準監督署に提出）
- ・概算保険料申告書（労働基準監督署に提出）
- ・雇用保険適用事業所設置届（ハローワークに提出）

## 従業員の入社・退社が発生した場合

- ・雇用保険被保険者資格取得届（ハローワークに提出）
- ・雇用保険被保険者資格喪失届（ハローワークに提出）
- ・離職証明書の発行手続き（退職された方が失業給付を受給される場合などに必要）

## 年度更新時

- ・年度更新申告書（労働基準監督署に提出）

※昨年の確定賃金や元請工事金額の報告をします。詳細は次ページをご覧ください。

## 年度更新とは？～算定基礎賃金等の報告～

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

労働保険では、年度ごとに概算で保険料を納付いただき、年度末に賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっております。

したがって、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告と、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

具体的には・・・昨年度の賃金の合計を計算し、確定の保険料を計算します。

◆概算で支払った保険料が多かった場合 → 次の年の保険料がその分安くなります。

◆概算で支払った保険料が少なかった場合 → 次の年の保険料がその分高くなります。

さらに・・・本年度支払う予定の賃金から、本年度の概算保険料を算出します。

これらをセットで行うのが「年度更新」です。

この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課すことがあります。

## 労働保険のことでこんなお悩みはありませんか？

- ✔ 労働保険の仕組みや手続きの仕方がわからない。
- ✔ 従業員の入れ替わりが多く、届出の手続きが大変
- ✔ 仕事が忙しくてハローワークや労働基準監督署に行く時間がない
- ✔ 従業員だけでなく、役員も業務上のケガに備えたい



その悩み、当所への事務委託で解決します。

【委託のメリット】

事業主も**労災に加入**できます



※一定条件があります。

3回**分割納付**ができます



事務処理の**負担が軽減**されます



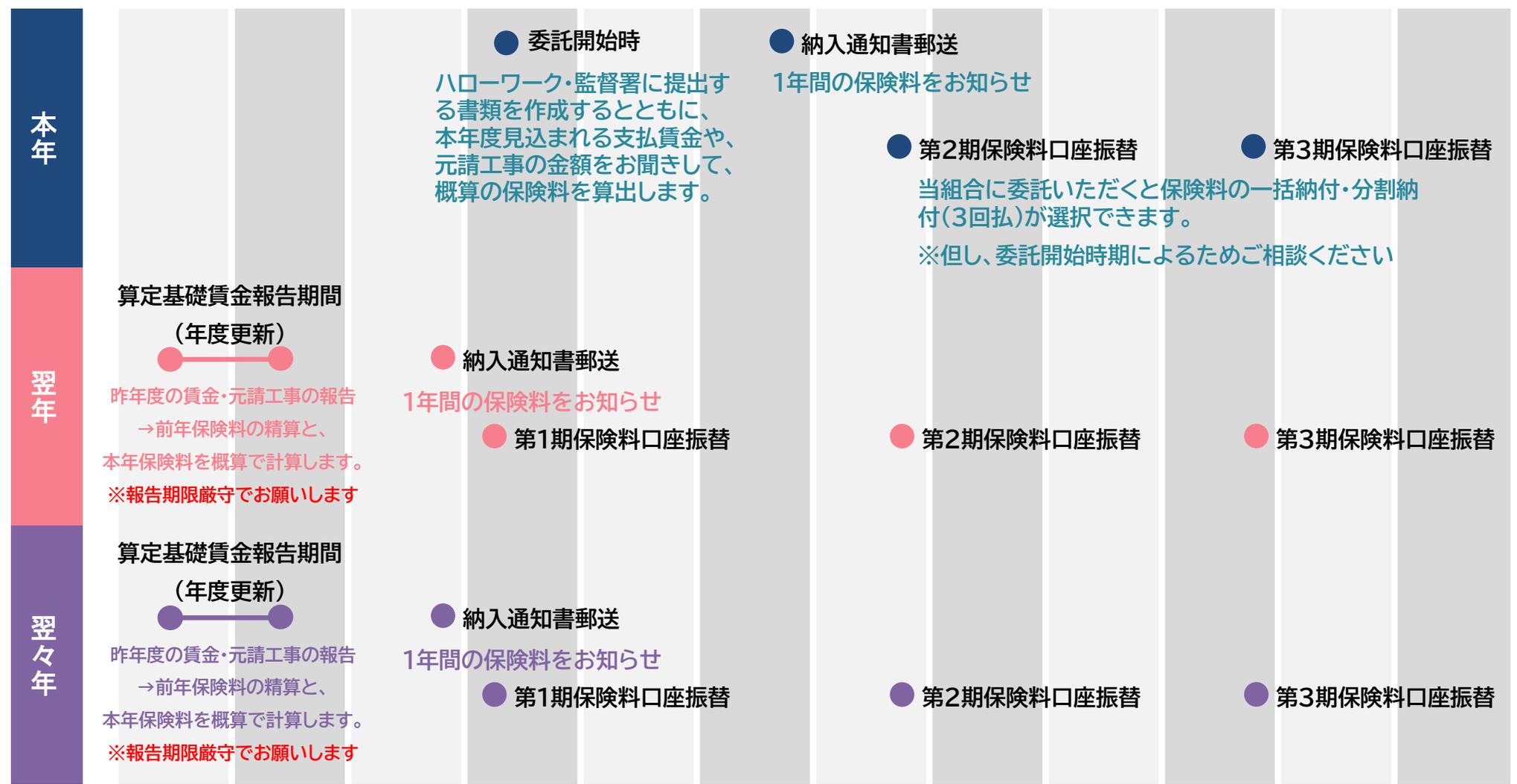
※労災保険及び雇用保険の保険給付（けがをした場合の労災保険の請求・退職した場合の失業給付の請求など）については、本来労働者の方が請求するものなので、事務組合にて代行することができませんのでご注意ください。

# SCHEDULE

## 労働保険事務組合 委託年間スケジュール

※ 労働保険の計算期間は、4月～翌年3月の区切りです。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



## 事務委託手数料（年額）

※基本料金 3,300円 + (440 × 従業員数) ← 特別加入も含む

※事務委託には日光商工会議所への入会が必要になります。

0人	¥3,300				
1人	¥3,740	11人	¥8,140	20人	¥12,100
2人	¥4,180	12人	¥8,580	21人	¥12,540
3人	¥4,620	13人	¥9,020	22人	¥12,980
4人	¥5,060	14人	¥9,460	23人	¥13,420
5人	¥5,500	15人	¥9,900	24人	¥13,860
6人	¥5,940	16人	¥10,340	25人	¥14,300
7人	¥6,380	17人	¥10,780	26人	¥14,740
8人	¥6,820	18人	¥11,220	27人	¥15,180
9人	¥7,260	19人	¥11,660	28人	¥15,620
10人	¥7,700	20人	¥12,100	29人	¥16,060



お問い合わせ先

今市事務所	〒321-1262	日光市平ヶ崎200-1		電話番号 0288-30-1171
日光事務所	〒321-1422	日光市宝殿66-1		電話番号 0288-50-1171
鬼怒川事務所	〒321-2522	日光市鬼怒川温泉大原1406-1		電話番号 0288-70-1171